

《令和7年度香美町指定給水装置工事事業者【指定更新】申請のご案内》

本書案内及び書類の記入例等をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

【提出書類】 (申請書類の様式は、香美町ホームページ「[申請書ダウンロード](#)」に掲載しています。)

No.	書類等	個人	法人	備考
①	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1) ※両面印刷	○	○	
	「機械器具調書」(様式第1別表)	○	○	更新時は写真不要です
②	「誓約書」(様式第2)	○	○	
③	「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書」	○	○	
④	「住民票」	○		発行日から3か月以内のもの 本籍・続柄の記載は不要です
	「登記事項証明書」		○	発行日から3か月以内のもの
	原本証明した「定款」の写し		○	(例) 本書は原本と相違ないことを証明 いたします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 兵庫県美方郡香美町〇〇区〇〇XX-X 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	「主任技術者免状」又は「技術者証」の写し	○	○	
	講習会の終了証、研修受講証、資格証等の写し	△	△	講習会・研修等の受講実績、保有資格等 がある場合は添付してください
⑤	更新手数料 (10,000 円)	○	○	申請時にお支払いをお願いします

【指定の有効期間】

更新後の有効期間は、手続きした日に関係なく、従前の有効期間の満了日の翌日から5年間です。
有効期間は、新しい指定証に記載して交付します。

【指定証の交付及び返却】

申請書類を審査し、更新を決定した後、新しい指定証を郵送にて交付します。
新しい指定証を受領されましたら、現在交付している指定証をご返却ください。(郵送可)

【連絡事項】

- ・現在の届出事項に変更がある場合は、変更の届出も併せてお願いします。
(現在交付している指定証の住所、氏名又は名称、代表者等をご確認ください)
- ・手続きが有効期間を過ぎますと指定の効力を失います。余裕を持って手続きしてください。
(やむを得ない事情があった場合も同様です。なお、再度、指定給水装置工事事業者として業務を行う場合は、改めて新規指定の手続きが必要となります。)
- ・更新手続きをされない場合は、香美町上下水道課管理係までご連絡いただけますと幸いです。

【お問合せ先】 香美町上下水道課 管理係 TEL: 0796-36-0420

【書類記入上の留意点】

①「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

面	記入箇所	個人	法人
表面	申請者	「住民票」のとおり記入してください。	「登記事項証明書(「㉔」とします)」のとおり記入してください。
	役員	代表者の氏名を記入してください。(役職は不要です)	㉔に記載されている代表取締役から監査役まで、全ての方の役職及び氏名を記入してください。
	事業の範囲	「管工事業」又は「給排水設備工事業」のうち、事業内容が近いものを記入してください。	定款又は㉔の目的欄に記載されている給水装置に関する事業を記入してください。
裏面	事業所の名称 所在地	実際に給水装置工事を行っている事業所の名称及び所在地を記入してください。(複数ある場合は下段にも記入してください) 〔申請者の住所と同じ場合でも記入してください。住所は香美町内でなくても、㉔に記載されていなくてもよろしいです。〕	
	主任技術者の氏名 免状の交付番号	選任している給水装置工事主任技術者全員分の氏名及び免状等の交付番号を記入してください。	

「機械器具調書」(様式第1別表)

指定を受けるには、次の4種類の機械器具を自社で保有することが必須条件となります。
各種別の欄には1項目以上記入してください。

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| イ | 金切りのこ | その他の管の切断用の機械器具 |
| ロ | やすり、パイプねじ切り器 | その他の管の加工用の機械器具 |
| ハ | トーチランプ、パイプレンチ | その他の接合用の機械器具 |
| ニ | 水圧テストポンプ | |

②「誓約書」(様式第2)

「誓約書」は、申請者が次のいずれにも該当しないことを約束するものです。

1項目でも該当する場合は、指定を受けることができません。

- | | |
|---|---|
| イ | 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |
| ロ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 |
| ニ | 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者(※) |
| ホ | その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ヘ | 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの |

※ニの取り消しに関しては、事後に判明した場合、その時点で指定を取り消すこととなります。